

戸建住宅の新築をご検討中の皆様へ

岡崎市産材住宅建設事業費補助業務を開始しました!!

- ・市内で伐採された木材【**岡崎市産材**】を利用して市内に新築する戸建住宅に対して補助を行う新しい制度です。
- ・岡崎市産材の利用を促進することで、市内の森林整備の推進や林業・木材業・建築業などの地元産業の活性化を図るものです。



【補助金額】床面積1㎡当たり3,000円【上限額は30万円】

【**岡崎市産材**】とは、あいち認証材証明書で市内産と証明された木材

1 補助対象要件

- ・柱や梁などの主要構造材に岡崎市産材を60%以上使用のこと。
- ・市内に登録している建築業者により戸建住宅を新築される方
- ・建築確認済証や中間検査合格証等必要な書類を提出頂けること。
- ・そのほかの要件もありますのでお問合せください。

2 申請時期

- ・市内建築業者と契約及び建築確認済証等が交付された時点

3 その他

- ・申請は**先着順**です。予算がなくなり次第受付を終了します。



お問合せ先 岡崎市役所 経済振興部 林務課 林政班

☎(0564)82-3102 (額田支所内) **裏面もご覧ください。⇒**

岡崎市産材住宅建設事業費補助業務

1 補助金額	① 延べ床面積1㎡当たり3,000円、上限金額は30万円（ピロティ、ポーチ、バルコニー、ベランダ等で壁、扉、柱等を有しないものの面積を除く。）
2 補助対象となる方	① 市税（督促手数料及び延滞金を含む）の滞納がない方（他市を含む。） ② 申請者と建築確認申請等の申請者が同一の方であること。 ③ 岡崎市民以外の方も申請が可能ですが、完成後は岡崎市へ転居が必要
3 補助要件	① 市内に自ら又は家族が居住するための新築又は増築・改築し、在来工法（木造軸組）による木造の戸建住宅で、最低延べ床面積は50㎡以上。 ② 主要構造材（土台、束、大引き、柱、梁、桁、胴差し、母屋、棟木、隅木、筋違い）に岡崎市産材を60%以上使用する住宅であること。 ③ 建設業法許可を市内で受けている建築事業者にて建築が行われること。 ④ 申請者が建築する土地を所有すること。（配偶者のほか、申請者又は配偶者における2親等以内の親族が所有する場合は承諾書が必要です。）
4 申請書類 (林務課へ提出)	① 岡崎市産材住宅建設事業費補助金交付申請書〔様式第1号〕 添付書類・事業計画書〔様式第1-2号〕 ・事業場所の位置図 ・事業に係る図面（床面積求積図、各階平面図、立面図等） ・建築確認済証又は建築行為に係る届出書の写し。 ・主要構造材使用量計算書〔様式第11号〕 ・現況写真（補助対象住宅の建設位置が確認できるもの） ・土地使用承諾書（土地が申請者以外の場合）〔様式第12号〕 ・事業場所の土地登記簿謄本（登記事項証明書） ・委任状（土地が申請者以外の場合）〔様式第13号〕 ・市内建築施工者との建築請負契約書及び建設業許可書の写し ・市税の完納を証する納税証明書（証明日現在滞納なし）
5 申請時期	① 上記書類が用意できしだい速やかに申請してください。 ※ 受付は、先着順です。予算がなくなり次第受付を終了します。
6 完了期限	① 補助対象住宅の中間検査合格書、中間検査結果通知書、又検査報告書の交付を受けた日から起算して14日を経過しない日、又は当該年度の3月31日（閉庁日の場合は、その前日とする。）のいずれか早い日まで
7 実績報告 (林務課へ提出)	① 実績報告書〔様式第7号〕 添付書類・事業実績書〔様式第7-2号〕 ・写真（施工中、各主要構造材の設置状況、棟上げの全景等） ・補助事業に係わる図面（主要構造材設置が確認できる図面） ・中間検査合格証、中間検査結果通知書又は検査報告書の写し ・岡崎市産材であることが確認できる「あいち認証材」証明書の写し及び素材伐採時に予め届出た伐採届けの写し

※ ご不明な点がございましたら、お気軽にご相談ください。
お問合せ先 岡崎市役所 経済振興部 林務課 林政班

☎(0564)82-3102（額田支所内）